

# 企画競争説明書

業務名称：マダガスカル国  
市場志向型農業推進プロジェクト

調達管理番号：22a00935

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月22日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年3月22日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マダガスカル国市場志向型農業推進プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年6月 ～ 2028年8月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年6月 ～ 2025年2月（21か月）

第2期：2025年3月 ～ 2027年2月（24か月）

第3期：2027年3月 ～ 2028年8月（18か月）

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。

#### 【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

#### 【第3期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp](mailto:Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年3月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月29日 12時
3	質問への回答	2023年4月3日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年4月14日 12時
6	プレゼンテーション	2023年4月19日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年4月25日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

詳細計画策定調査（評価分析）の受注者が法人の場合

「マダガスカル国市場志向型農業推進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00481）の受注者（OPMAC 株式会社）及び同業務の業務従事者

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照

- 2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法 : 電子メール
- ① 件名 : 「【質問】 調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ : 「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名 : 「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙2の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「マダガスカル国市場志向型農業推進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置づけ

マダガスカル共和国（以下、「マダガスカル」）は、1960年の独立以来、度重なるクーデター等を経て、2014年以降は政治危機の収束に伴い経済成長は安定し、2019年の実質GDP成長率は4.4%となった（世銀<sup>1</sup>）。同国政府は、建設や独自の生物多様性を生かした観光に加え、労働人口の多くが従事する農業を成長の重点分野と位置付け、「マダガスカル振興計画（2019-2023）」及び「農業畜産水産セクタープログラム」では「村落開発推進」や「農業ポテンシャルの有効活用」等の方針を掲げ、農家の所得向上を目指している。しかし、COVID-19の影響を受け、2020年の成長率はマイナス7.1%まで落込み、同国の貧困率は81%<sup>2</sup>まで悪化。特に農家の教育・医療・食事等、生活・生計に影響が出ている。

同国農業・畜産省（MINAE）は、労働人口の7割以上を占め生活・生計面で厳しい状況下にある農家の所得向上の実現には、農家が市場のニーズやその時々での市場の状況に合わせて生産・販売する能力を持つことが重要との認識の下、市場調査と農業経営の改善に関する能力向上及び、それら活動を通じ自ら考え行動する農家を育成する「SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）」アプローチに着目した。その上で、MINAE職員及び普及員や農村起業家の育成を行っているMINAE附属の農業職業訓練校（CAFPA）や技術者養成校（EFTA）の教

<sup>1</sup>世界銀行：[World Bank Data Madagascar](https://data.worldbank.org/country/madagascar)

<sup>2</sup>世界銀行 2022年（貧困率は2.15ドル／人・日を基準として測定されたもの）



員を、SHEP に関する JICA の課題別研修に派遣して人材育成を図ってきた。しかしながら、MINAE の農業普及サービスを担う現職の普及員が SHEP アプローチに基づく普及を持続的に行う体制は構築できていない。

かかる背景の下、同国政府は、SHEP アプローチを同国で広く実践するための体制を構築するべく、我が国に対し本プロジェクトの実施に係る支援を要請した。JICA は 2022 年 12 月に詳細計画策定調査を実施し、単に農家の所得の向上だけではなく、得られた利益を家庭内福祉の向上のため適切な支出に振り向け、持続発展性のある農業経営へ導くことが、農家が置かれている現状からの脱却を目指す上で重要であるとの認識の下、本プロジェクトでは、世帯単位アプローチ (HHA)<sup>3</sup> や家計研修など農家世帯の支出最適化支援を含めた「マダガスカル型 SHEP アプローチ」を検証・形成することで双方合意した。

本プロジェクトは、パイロット活動の実施を通じ検証・形成される「マダガスカル型 SHEP アプローチ」<sup>4</sup> が MINAE の農業普及システムに取り込まれ、持続可能な方法で小規模農家に広く実践されることを目指す。

## (2) マダガスカルに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ、課題別事業戦略における本プロジェクトの位置づけ

我が国は、「対マダガスカル共和国国別開発協力方針」(2021 年)の重点分野の一つとして農業・農村開発を掲げており、特に稲作農家への米生産技術の普及、中央高地における栄養改善、および SHEP 課題別研修への継続的な参加と帰国後の研修員の活動を通して、主に村落部の農民の生活水準の向上に取り組んでいる。本プロジェクトはこれらの活動の成果を活用しつつ、相互に補完し得るものである。

また、本プロジェクトは、JICA のグローバルアジェンダ (課題別事業戦略)「農業・農村開発」において重点的に取り組む SHEP クラスタに位置づけられる。SHEP アプローチは上述の通りケニアを発端に世界 30 カ国以上で広域展開され、その有効性が確認されており、2019 年の第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD VII) にて日本政府は「SHEP 100 万人宣言」を行った。本プロジェクトでも課題別研修、国際ワークショップ等と連携の下、人材育成活動を進めて行く。さらに、普及体制の強化を通して農家の生計向上に取り組む本プロジェクトは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) の目標 1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、目標 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の

<sup>3</sup> 農家グループ・農家世帯の男女の力関係を改善し、家庭内の透明性と説明責任を高め、世帯が一単位として事業 (営農) を行うよう促すためのアプローチ。同アプローチではいくつかのツールを利用し活動が行われるが、本事業においては各世帯の中長期的目標を確認し、そこから逆算した活動を考えさせる「ビジョニング (Visioning)」と夫婦の負担に見える化する「ジェンダー・バランス・ツリー (Gender Balance Tree)」の二つのツールを使用する。

<sup>4</sup> ①HHAを用いたジェンダー啓発研修を実施し、対象農家グループ・世帯内メンバーのエンパワーメントに努めるとともに、②対象農家グループ・世帯でレコードキーピングの研修を実施し、所得向上と支出最適化を通じた農家世帯の家庭内福祉向上と持続発展性を担保した農業経営を実現する「マダガスカル型SHEPアプローチ」の検証・形成を目指す。

促進」及び目標 8「包括的で持続的な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」への貢献が期待できる。以上により、本プロジェクトは日本政府及び JICA の協力量針等に合致している。

### (3) 他の援助機関の対応

- 1) 国際農業開発基金 (IFAD) は、農業分野で以下の市場志向型農業振興に資するプログラムを実施している。
  - ・ Vocational Training and Agricultural Productivity Improvement Programme (FORMAPROD: 2012 年～2023 年) : 専門的な職業訓練を通じて零細農家の所得向上に貢献し、農産物の生産性向上とマーケティングの改善を目的とした支援を実施。
  - ・ Inclusive Agricultural Value Chains Development Programme (DEFIS: 2017) : 農業部門と農村経済を持続的に変革するために、生産・販売支援サービスを実施。直接的な受益者は 32 万の家族経営農家。米、トウモロコシ、キャッサバ、落花生、コーヒー、タマネギ、小型反芻動物 (ヤギ等)、蜂蜜等のバリューチェーン支援を実施。
- 2) アフリカ開発銀行 (AfDB) は、農業の近代化を通じて若者の失業率を減らし食糧安全保障を強化することを目的に、若者に向けたアグリビジネス実施支援として、資金提供を含むバリューチェーン構築支援を行っている。
  - ・ Program for Promoting Youth Entrepreneurship in Agriculture and Agro-industry (PEJAA : 2018-2022)

## 第3条 プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

マダガスカル国市場志向型農業推進プロジェクト

### (2) 上位目標

SHEP アプローチがマダガスカルでの農業普及活動において、適切かつ持続可能な方法で広く実践される。

### (3) プロジェクト目標

SHEP アプローチが、政府の農業普及システムに取り入れられる。

### (4) 期待される成果

成果 1 : MINAE および CAFPA/EFTA において、SHEP トレーナー<sup>5</sup>の能力が開発され強化される。

---

<sup>5</sup>プロジェクトチームが実施する SHEP 研修を受講し、試験に合格したものを SHEP トレーナーと呼ぶ。SHEP トレーナーは対象農家に SHEP 研修を実施する。なお、全国に、CAFPA は 6 か所、EFTA は 7 か所、拠点があり、各拠点から 5 名ほどを対象に研修を行う想定である。

成果 2 : SHEP トレーナーによる普及サービスを通じて、対象地域において SHEP アプローチの効果が検証される。

成果 3 : MINAE において、SHEP アプローチに基づく普及サービスを持続的に実施するための方策が確立され、実践される。

#### (5) 活動概要

【成果 1 : MINAE および CAFPA/EFTA において、SHEP トレーナーの能力が開発され強化される】

(CAFPA/EFTA の教員に対する活動)

1-1. トレーナー（教員）研修（ToT）の受講対象者を選定する。

1-2. ToT のための教材を開発する。

1-2. ToT を行う。

1-3. 教員による CAFPA/EFTA で学ぶ学生向けのモジュールや教材開発を支援する。

1-4. モジュールと教材のモニタリングと改善を促進する。

(MINAE 関係者及び普及員に対する活動 )

1-5. ToT 関連資料を作成する。

1-6. 対象地域の MINAE 関係者及び普及員を対象とした ToT を実施する。

1-7. トレーナーによる、農家グループ向けのモジュールや教材開発を支援する。

1-8. MINAE 関係者及び普及員に対して再研修（振り返り）コースを実施する。

【成果 2 : SHEP トレーナーによる普及サービスを通じて、対象地域において SHEP アプローチの効果が検証される】

(SHEP 手法の試行的実施に向けた活動)

2-1. パイロット事業の対象地域を選定する。

※全国から 6 県、各県から 2 郡、各郡から 3 グループを選定し計 36 農家グループを対象に実施する。

2-2. SHEP 研修の対象農家グループを決定する。

2-3. 普及員による農業普及サービスのためのアクション・プランを策定する。

2-4. 対象農家グループに農業普及サービスを提供する。

2-5. 対象農家グループに対して再研修（振り返り）コースを実施する。

2-6. 農業普及の内容とアクション・プランの見直しと各種普及手法のレビューを行う。

(SHEP アプローチの効果検証にかかる活動)

2-7. 調査フレームワークをデザインする。

- 2-8. データ収集を行う（ベースライン、定期的、エンドライン）。
- 2-9. データを分析する。
- 2-10. SHEP アプローチに基づく農業普及ガイドライン（案）を作成する。

【成果3：MINAEにおいて、SHEPアプローチに基づく普及サービスを持続的に実施するための方策が確立され、実践される。】

- 3-1. DOPAB/DVFARによる、SHEPアプローチの持続的実施のための職員の能力向上と人員配置戦略の策定と推進を支援する。
- 3-2. SHEP アプローチ実施のために MINAE 内部で手当される資金、そして外部より調達される資金を確保するための、DOPAB/DVFAR による戦略の策定を支援する。
- 3-3. 活動3-1 及び活動3-2 で得られた人材と資金を活用して実施された実施事例を収集し発信する。

#### (6) 対象地域

マダガスカル全域（※JICAの安全管理上渡航が禁止されている地域は除く）

(MINAE 配下の全国の農業職業訓練センター(CAFPA)、農業技術者養成学校(EFTA)、およびパイロット事業対象県を6県選定予定。)

#### (7) 関係官庁・機関

責任機関： 農業・畜産省 (MINAE)

実施機関： 普及・農業、農村研修局 (DVFAR)

(役割) 各種研修業務

協力機関： 農民組織・アグリビジネス支援局 (DOPAB)、CAFPA、EFTA

#### (8) プロジェクト期間

5年間 (2023年6月～2028年5月予定)

### 第4条 業務の目的

R/D (Record of Discussions) に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2023年2月17日にマダガスカル政府と締結したR/Dに基づいて実施される「マダガスカル国市場志向型農業推進プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 第6条 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの基本理念

本プロジェクトは、マダガスカルにおいて初めて本格的に SHEP アプローチを対象小規模農家に試験的に実施するものである。上位目標に「SHEP アプローチがマダガスカルの農業普及活動において、適切かつ持続可能な方法で広く実践される。」と定めているように、プロジェクト協力期間終了後も MINAE が継続的に SHEP 普及人材を育成し、内部及び他ドナーや NGOs との連携等を通じた外部リソースを取り込み、主体的に SHEP アプローチを農家グループに普及できる状況にすることを出口に据えている<sup>7</sup>。そのため、カウンターパート（C/P）をはじめとするマダガスカル側関係者のモチベーションを醸成し、彼らのイニシアティブにより活動が進むよう業務従事者は黒子として、各活動をサポートまたはファシリテーションすること。この基本理念を踏まえ、各活動に関する実施方針／留意事項を（2）以降に記載する。

## （2）成果 1 に関連する活動について

- 1) CAFPA・EFTA については、SHEP アプローチに関する課題別研修に参加経験のある教員のイニシアティブにより、これまで、他の一部の教員にも SHEP アプローチの研修が開催されてきた。両機関にて、教員を対象とした ToT を行う際は、課題別研修帰国研修員のイニシアティブを尊重し、彼らを中心に ToT 活動を進めることとする。
- 2) CAFPA・EFTA における生徒用の教材作成においても、課題別研修参加教員や両機関のフォーカルパーソンを中心に教材を作成し、プロジェクトチーム<sup>8</sup>は教材作成に係るスーパーバイズを行うとともに、モニタリングを通じ、改善点や課題を把握し、教材改定や教え方についてアドバイスをする。
- 3) 普及員同様に CAFPA・EFTA の教員も人事異動等で人員の入れ替わりがあるところ、本プロジェクトで ToT を受けた教員が新たに着任する教員に SHEP アプローチを普及できるようなメカニズムを CAFPA・EFTA のフォーカルパーソンと共に整備すること。また、中長期的視点から、CAFPA・EFTA を活用し農業・畜産省の普及員に SHEP アプローチを普及できる体制を整えることとする。

## （3）成果 2 に関する活動について

### 1)パイロット事業の規模と実施スケジュールについて

全国から 6 県、各県から 2 郡、各郡から 3 グループを選定し計 36 農家グループを対象に実施する。

---

<sup>7</sup> プロジェクト終了後に MINAE が継続的に SHEP 普及人材を育成するための体制構築案及び内部及び他ドナーや NGOs との連携等を通じた外部リソースを取り込み、主体的に SHEP アプローチを農家グループに普及するためのアプローチ案をプロポーザルで提案してください。

<sup>8</sup> 日本人専門家と C/P から構成される。

パイロット事業の実施スケジュールについては、毎年 2 県を対象にパイロット事業を実施し計 3 バッチを構成するか、各県の対象 6 グループへの介入時期をずらし 3 バッチを構成するか、事業開始後に C/P と協議の上、決定する<sup>9</sup>。

## 2) プロジェクト活動の対象県・対象農家グループの選定について

SHEP のパイロット事業の対象県・対象農家グループの選定方法については C/P と協議の上、決定すること。

対象県を選定する際の基準は、プロジェクトの開始後に、C/P と協議の上、以下の要素を考慮し基準を定めるものとする<sup>10</sup>。

- ① 主要市場の存在及び／又は主要市場へのアクセス(例:人口密度、道路網)
- ② 他の農業普及プロジェクトが実施されている地域。
- ③ 県・コミュニケーションレベルに農業普及員がいること
- ④ 病害虫・天災リスクの高いエリアを回避すること

対象農家の選定については、持続的かつ自主的な活動を担保するため、SHEP アプローチの趣旨を理解し、且つモチベーションが高く、換金作物を導入している農家グループを各対象県が選定するよう、プロジェクトチームは各対象県をファシリテートする。

## 3) 効果検証調査のデザインについて

他の SHEP 事業では、農民の気づきの機会を促すため、ベースライン調査を全数調査にて実施してきたが、本プロジェクトで実施するベースライン調査・定期調査・エンドライン調査からなる効果検証調査は標本調査にて実施することを想定している。ただし、本プロジェクトでは、対象農家グループの全世帯を対象に家計研修を実施すること。効果検証調査ではコントロールグルー

---

<sup>9</sup> パイロット事業の実施スケジュールについて、プロポーザルで提案してください。その際に、効果検証調査とパイロット事業の実施の流れ・連動が分かるように対象県・対象グループへの介入パターンとパイロット事業のスケジュールを提案してください。

<sup>10</sup> パイロット事業の対象県・対象農家グループの選定基準・選定方法について、プロポーザルで提案してください。また、以下を提案に含めてください。

・対象県の選定に関し、第 6 条（3）2）に示した選定要素以外に考慮すべき選定要素とその理由及び対象県選定のプロセス。

・対象グループの選定に関し、第 6 条（3）2）に示した対象グループの選定要素以外に考慮すべき選定要素とその理由及び対象グループの選定プロセス。

プからもデータを収集し、トリートメントグループと比較可能なデザインとし、マダガスカル版 SHEP アプローチの実施を通じた対象農家世帯への所得向上と家庭内福祉の向上に係る効果検証を行う。なお、コントロールグループへは将来 SHEP アプローチに基づく普及活動をプロジェクトまたは MINAE により実施するようアレンジすること<sup>11</sup>。

なお、効果検証調査を実施するにあたり、業務の質と効率を高めるため、デジタルツールを用いたデータ収集・集計方法を採用すること。

#### 4) SHEP アプローチの実施方針

本事業において、SHEP アプローチのステップ 4（生産技術の普及）については C/P と現地普及員を中心に求められる生産技術の普及を行うこととするが、研修を担当する業務従事者は教材作成を行う際に適正技術が選択されるようアドバイスを行う。そのため、研修業務を担当する業務従事者のいずれか 1 名は JICA の技術普及プロジェクトにて農業普及又は園芸生産分野の担当としての業務経験を有していること。

#### (4) 成果 3 にかかる活動について

成果 3、活動 3-1、3-2 にかかる活動については、日本人専門家は、MINAE が C/P を中心に主体的に活動 3-1、3-2 を実施するためのファシリテートをする。成果 3、活動 3-1 においては、成果 1 を踏まえ、MINAE が CAFPA・EFTA を活用し、継続的に人材育成と人員配置を行えるようファシリテーションすること。また、活動 3-2 においても、MINAE 内部の予算確保・支出及び他ドナー（IFAD 等）、NGOs 等の連携を促進し、MINAE が SHEP アプローチに基づく普及活動を実施するためのファシリテーションを行う。日本人専門家は活動 3-1、活動 3-2 を踏まえ、MINAE が主体的に内外部の資源を活用し実施をした SHEP アプローチに基づく普及事例を収集し、プロジェクト終了後の MINAE による SHEP アプローチの持続的実施にかかる方策と課題を整理し、MINAE に対応策を提言する。

#### (5) 事務スタッフの育成

プロジェクトチームが専門業務に集中できるよう、受注者は現地傭人の事務スタッフを雇い、事務スタッフの育成を行うこと。

---

<sup>11</sup> 効果検証調査のデザインについて、プロポーザルで提案してください。その際に、以下を提案に含めてください。

- ・効果検証調査の実施スケジュール。
- ・サンプルサイズの決め方とデータの信憑性を検証する際に用いる手法。
- ・ベースライン調査においてより信憑性の高いデータを収集するための方策。
- ・所得の増減以外に効果検証を行う項目。

#### (6) マダガスカル側カウンターパート予算（C/P 予算）について

本プロジェクトの初期段階（2024年12月まで）においては、マダガスカル政府の予算承認スケジュールの問題上、C/P 予算を確保することはできないため、2025年1月以降にC/P 予算の支出を確実に行うことについてRD、Annex2「Main points Discussed」にて合意している。C/P 予算の支出は先方政府の経済的主体性を醸成する上でも重要であるところ、プロジェクトチームにおいても予算の承認や支出の手続きについてフォローアップすること。

よって、2025年1月以降に第2期契約と第3期契約を締結する際には、事前にC/PとC/P 予算で負担をする費目を協議し、活動にかかる運営費用のうちのJICA側負担分と先方負担分を明確にし、JICA側負担分のみを一般業務費に計上すること<sup>12</sup>。また、2025年1月以降にマダガスカル政府から支出されるC/P 予算支出額についてはマダガスカル政府の負担分が分かるように業務進捗報告書、業務完了報告書及びプロジェクト業務完了報告書に負担額を記録すること。

#### (7) 広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、マダガスカル及び日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター、WEBサイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報に努めること。また、他ドナーからの理解も得られるよう配慮する。

加えて、JICAが行うSHEP広域化関連の広報活動についても、本業務の一環として協力すること（JICA HP、SHEP Facebookなどへの寄稿等）。

#### (8) 大統領選挙について

2023年11月に大統領選挙が実施される予定のため、現地への渡航が禁止される可能性がある。JICAの安全対策措置が確定次第、発注者は受注者に速やかに情報共有する。また、選挙期間及びその前後の期間は政府高官との面談に制約が出る可能性があると考えられる。

### 第7条 業務の内容

以下の業務の内容は、現地作業、国内作業の区別を記載していない。コンサルタントは国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案を行うこと。

#### 【各契約期間に共通の業務】

##### (1) 業務実施計画書・ワークプランの作成

---

<sup>12</sup> 第1期契約期間（2025年2月まで）の活動にかかる運営費用については全額一般業務費に計上すること。また、現時点では先方負担分が確定していないため、第2期契約期間と第3期契約期間の運営費も全額一般業務費に計上すること。



本プロジェクトに関する基本方針（実施体制、活動内容、実施方針・手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、業務実施計画書を作成する。また、マダガスカル側向けの説明資料をワークプラン（和文・仏文）に取りまとめる。

## （２）モニタリングシートの作成

JICA 所定のモニタリングシートを実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を確認し、それを踏まえ、モニタリングシート Ver. 1 を作成する。その後は 6 か月ごとに実施機関と共にモニタリングシートを作成し、JICA マダガスカル事務所に提出する。

## （３）合同調整委員会（JCC）<sup>13</sup>の開催支援

少なくとも年に 1 回 JCC の開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。

## （４）プロジェクト業務進捗報告書、プロジェクト業務完了報告書の作成

第 1 期、第 2 期、第 3 期の業務進捗を JICA に報告するためにプロジェクト業務進捗報告書を作成・提出する。

第 1 期、第 2 期の契約期間の終了時には、当該期間の活動状況をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。第 3 期契約期間の終了時には、プロジェクト期間全体の結果をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

各報告書のタイトルと提出時期は「第 8 条 報告書等」を参照。

### 【第 1 期契約期間： 2023 年 6 月～2025 年 2 月】

#### （１）関連情報の収集とワークプランの作成

第 6 条の留意事項を念頭に成果 1～成果 3 を実施するために必要な情報を収集し、第 1 期契約期間の業務実施計画書とワークプランを作成する。ワークプランは先方実施機関に提出すること。

#### （２）第 1 回 JCC の開催

プロジェクト開始時に C/P とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を確認し、第 1 回 JCC にて変更点について協議し、合意する。また、第 1 回 JCC をキックオフミーティングと位置づけ、各機関の役割と責任について確認する。

---

<sup>13</sup> 実施体制・JCCメンバーの構成については配布資料「署名済みRD（PDM、PO含む）」Annex 6 を参照ください。

(成果 1 にかかる活動)

(3) CAFPA・EFTA の教員への活動 (活動 1-1~1-3)

受注者は C/P と協力し課題別研修元参加者を中心に、研修対象者を選定し、CAFPA・EFTA の教員への研修をアレンジする。CAFPA・EFTA の教員を対象とした研修教材は JICA が公開している既存の ToT 教材<sup>14</sup>を参考に作成する。ToT 研修終了後は教員による学生向けのモジュールや教材開発を支援する。その後、受注者は C/P と協力し、学生への SHEP モジュールの実施状況をモニタリングし、課題を把握するとともに必要に応じ CAFPA・EFTA の教員に助言を行う。

(4) MINAE 関係者及び普及員に対する活動 (活動 1-5~1-8)

受注者は C/P と協力し、ToT 対象地域の MINAE 関係者及び普及員を対象とした ToT を実施する。また、JICA が公開している既存の普及員ハンドブック<sup>15</sup>を参考にトレーナーによる、農家グループ向けの研修モジュールや研修教材の準備を支援する。対象となる MINAE 関係者及び普及員に対しては、最初に研修を実施してから約 2 年後に振り返りのための研修を実施する。

(成果 2 に係る活動)

(5) 対象県と対象農家の選定 (活動 2-1~2-2)

第 6 条 (2) を踏まえ、受注者は C/P と協議の上、対象県と対象農家を選定する。効果検証調査計画に沿い、第 1 期契約中にすべての対象県と農家を選定することも可能とする。

(6) 農家への SHEP 手法の試行的実施 (活動 2-3~2-4)

受注者は C/P と共に、第 1 期契約期間中にパイロットプロジェクトを実施する対象県の職員と普及員が作成する対象農家への SHEP アプローチの普及サービスにかかるアクション・プラン策定を支援し、適宜アドバイスをする。その後、県職員・普及員による対象農家グループへの普及活動をモニタリングし、課題を把握し、改善をしていくためのファシリテーションを行う。

対象農家グループへの研修実施後は約 2 年以内に対象県職員・普及員が主体となりプロジェクト予算を利用し対象農家グループに対し振り返り研修を実施する。第 1 期契約期間中に振り返り研修が必要な場合は、受注者と C/P は研修実施のためのアレンジ及び助言をし、対象県職員・普及員をフォローする。

---

<sup>14</sup> [https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/materials/en\\_ToT.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/materials/en_ToT.html)

<sup>15</sup> [https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/thematic\\_issues/agricultural/shep/c8h0vm0000bm5dqa-att/handbook\\_fr.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/thematic_issues/agricultural/shep/c8h0vm0000bm5dqa-att/handbook_fr.pdf)

また、対象県職員・普及員による農業普及の内容とアクション・プランの見直し、各種普及手法のレビューをファシリテートする。

(7) 効果検証調査にかかる活動（活動 2-7～2-9）

受注者は、第 6 条、(2)、3) 及びプロポーザルで提案する調査計画を踏まえ、C/P と共に、効果検証調査計画を最終化し、合意する。

合意した調査計画に基づき必要なデータ収集と分析を行う。なお、効果検証調査の実施は現地のコンサルタント等に再委託することを可とします。（第 2 期と第 3 期に効果検証調査を行う場合も現地再委託可。なお、現地再委託とする場合、各期の中で契約、精算を行う必要があります。）

【第 2 期契約期間：第 2 期：2025 年 3 月～2027 年 2 月】

(8) ワークプランの作成

第 2 期契約期間のワークプランを作成する。

(成果 1 にかかる活動)

(9) CAFPA・EFTA の教員への活動（活動 1-3）

受注者は C/P と協力し課題別研修元参加者を中心に、学生への SHEP モジュールの実施状況をモニタリングし、課題を把握するとともに必要に応じ CAFPA・EFTA の教員に助言を行う。

(10) MINAE 関係者及び普及員に対する活動（活動 1-6～1-8）

受注者は C/P と協力し、対象地域の MINAE 関係者及び普及員を対象とした ToT を実施する。また、第 1 期で作成した教材を基に、トレーナーによる農家グループ向けの研修モジュールや研修教材の準備を支援する。第 2 期契約期間中に、約 2 年以内に ToT を受講した MINAE 職員及び普及員に対し、振り返り研修を実施する。

(成果 2 に係る活動)

(11) 対象県と対象農家の選定（活動 2-1～2-2）

パイロットプロジェクトの対象県・対象農家グループを C/P と協議の上、選定する。

(12) 農家への SHEP 手法の試行的実施（活動 2-3～2-6）

第 2 期契約期間中にパイロットプロジェクトを実施する対象県の職員と普及員が作成する対象農家への SHEP アプローチの普及サービスにかかるアクシ

ョン・プラン策定を支援し、適宜アドバイスをし、その後、県職員・普及員による対象農家グループへの普及活動をモニタリングし、課題を把握し、改善をしていくためのファシリテーションを行う。

第2期契約期間中に振り返り研修の実施が計画される場合は、受注者とC/Pは研修実施のためのアレンジ及び助言をし、対象県職員・普及員をフォローする。

また、対象県職員・普及員による農業普及の内容とアクション・プランの見直し、各種普及手法のレビューをファシリテートする。

(13) 効果検証調査に係る活動（活動2-8、2-9）

C/Pと合意した調査計画に基づき必要なデータ収集と分析を行う。

(成果3に係る活動)

(14) MINAEによるSHEPアプローチに基づく普及サービスの持続実施のための方策の確立と実践に係る活動（活動3-1～3-3）

第6条(3)を踏まえ、C/Pを中心としたMINAE主導による人材育成・人員配置・予算の確保・SHEPアプローチに基づく普及活動の展開をファシリテートする。また、普及事例を収集し、プロジェクト終了後のMINAEによるSHEPアプローチの持続的実施にかかる方策と課題を整理し、MINAEに対応策を提言する。また、全国普及員会議を開催し、受注者とC/Pはパイロット事業の実施実績や効果検証調査の途中経過について報告するとともに、対象県職員・普及員は各対象農家グループの取り組み事例を発表する。同会議には他ドナーの関係者も招待し、SHEPアプローチに対する関係者間の理解を醸成する。

【第3期契約期間：2027年3月～2028年8月】

(15) 第3期契約期間のワークプランを作成する。

(成果1にかかる活動)

(16) CAFPA・EFTAの教員への活動（活動1-3）

受注者はC/Pと協力し課題別研修元参加者を中心に、学生へのSHEPモジュールの実施状況をモニタリングし、課題を把握するとともに必要に応じCAFPA・EFTAの教員に助言を行う。

(17) MINAE関係者及び普及員に対する活動（活動1-6～1-8）

受注者はC/Pと協力し、対象地域のMINAE関係者及び普及員を対象としたTOTを実施する。また、第1期契約期間中に作成した教材をもとに、トレーナーによる、農家グループ向けの研修モジュールや研修教材の準備を支援する。約2年以内にToTを受講したMINAE職員及び普及員に対し、振り返り研修を実施する。

(成果2に係る活動)

(18) 農家への SHEP 手法の試行的実施 (活動 2-3~2-6)

第3期契約期間中にパイロットプロジェクトを実施する対象県の職員と普及員が作成する対象農家への SHEP アプローチの普及サービスにかかるアクション・プラン策定を支援し、適宜アドバイスをし、その後、県職員・普及員による対象農家グループへの普及活動をモニタリングし、課題を把握し、改善をしていくためのファシリテーションを行う。

第3期契約期間中に振り返り研修の実施が計画される場合は、受注者と C/P は研修実施のためのアレンジ及び助言をし、対象県職員・普及員をフォローする。

また、対象県職員・普及員による農業普及の内容とアクション・プランの見直し、各種普及手法のレビューをファシリテートする。

(19) 効果検証調査に係る活動 (活動 2-8、2-10)

C/P と合意した調査計画に基づき必要なデータ収集と分析を行う。

また、パイロットプロジェクトの実施の経験と効果検証調査の結果を取りまとめ、これを基に SHEP アプローチに基づく農業普及ガイドラインを作成する。ガイドラインは、MINAE の承認を得た後、関係者が閲覧できるように MINAE の HP などを通じ公開する。

(成果3に係る活動)

(20) MINAE による SHEP アプローチに基づく普及サービスの持続実施のための方策の確立と実践に係る活動 (活動 3-1~3-3)

第6条(3)を踏まえ、C/P を中心とした MINAE 主導による人材育成・人員配置・予算の確保・SHEP アプローチに基づく普及活動の展開をファシリテートする。また、普及事例を収集し、プロジェクト終了後の MINAE による SHEP アプローチの持続的実施にかかる方策と課題を整理し、MINAE に対応策を提言する。また、全国普及員会議を開催し、効果検証調査の結果と SHEP アプローチに基づく農業普及ガイドラインを発表し、本プロジェクトと SHEP アプローチの有効性について説明を行う。また、対象県での活動事例や MINAE 主導による普及事例等の発表を行うと共に、プロジェクト終了後の普及計画について C/P を中心に MINAE の計画を発表する。

## 第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。第1期及び第2期の最終報告書はそれぞれ「プロジェクト業務完了報告書（第1期契約分）」、「プロジェクト業務完了報告書（第2期契約分）」として作成・提出する。第3期の最終報告書は「プロジェクト業務完了報告書」とする。各報告書の提出期限は各契約の履行期間の末日とする。提出期限は以下のとおり。

第1期「プロジェクト業務完了報告書（第1期契約分）」2025年2月12日

第2期「プロジェクト業務完了報告書（第2期契約分）」2027年2月10日

第3期「プロジェクト業務完了報告書」2028年7月14日

年次	レポート/報告書名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内 （2023年6月下旬）	和文：2部
	ワークプラン（全体期間及び第1期）	契約締結後半月以内 （2023年7月中）	和文：1部 仏文：1部
	Monitoring Sheet Ver. 1	現地業務開始後1カ月以内 （2023年7月中） ※第1回JCCの結果を反映	（仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 2	前Ver. 提出から6か月後 （2023年12月頃）	電子データのみ （仏、和）
	プロジェクト業務進捗報告書 （第1期契約分）	2024年2月頃	和文：2部 仏文：2部 CD-R：2枚
	Monitoring Sheet Ver. 3	前Ver. 提出から6か月後 （2024年6月頃）	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 4	前Ver. 提出から6か月後 （2024年12月頃）	電子データのみ （仏、和）
	プロジェクト業務完了報告書 （第1期契約分）	契約終了時 （2025年2月12日）	和文：2部 仏文：2部 CD-R：2枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内 （2025年3月上旬）	和文：2部
	ワークプラン（第2期）	契約締結後半月以内 （2025年3月中旬）	和文：1部 仏文：1部
	Monitoring Sheet Ver. 5	前Ver. 提出から6か月後 （2025年6月頃）	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 6	前Ver. 提出から6か月後 （2025年12月頃）	電子データのみ （仏、和）
	プロジェクト業務進捗報告書 （第2期契約分）	2026年2月頃	和文：2部 仏文：2部 CD-R：2枚

	Monitoring Sheet Ver. 7	前Ver. 提出から6か月後 (2026年6月頃)	電子データのみ (仏、和)
	Monitoring Sheet Ver. 8	前Ver. 提出から6か月後 (2026年12月頃)	電子データのみ (仏、和)
	プロジェクト業務完了報告書 (第2期契約分)	契約終了時 (2027年2月10日)	和文：2部 仏文：2部 CD-R：2枚
第3期	業務計画書（第3期） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内 (2027年3月上旬頃)	和文：2部
	ワークプラン（第3期）	契約締結後約半月以内 (2027年3月中旬頃)	和文：1部 仏文：1部
	Monitoring Sheet Ver. 8	前Ver. 提出から6か月後 (2027年6月頃)	電子データのみ (仏、和)
	Monitoring Sheet Ver. 9	前Ver. 提出から6か月後 (2027年12月頃)	電子データのみ (仏、和)
	プロジェクト業務進捗報告書 (第3期契約分)	2028年2月を想定	
	Monitoring Sheet Ver. 10	前Ver. 提出から6か月後 (2028年6月頃)	電子データのみ (仏、和)
	プロジェクト業務完了報告書	プロジェクト終了時 (2028年7月14日)	和文：4部 仏文：4部 CD-R：4枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は JICA 側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

## （2）技術協力作成資料等

コンサルタントが直接、もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、それぞれの完成年次のプロジェクト進捗報告書・業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) 効果検証調査報告書
- イ) 普及ガイドライン承認版
- ウ) 普及員向けおよび農家向け研修教材

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) 業務従事計画／実績対比表を添付



### プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	プロジェクト終了後の普及体制の維持・強化に向けた他ドナー連携策や SHEP 普及人材の持続的育成案。	第6条 （1）
2	パイロット事業の実施スケジュール	第6条 （3） 1）
3	対象県・対象農家グループの選定基準	第6条 （3） 2）
4	SHEP アプローチの効果検証調査のデザイン	第6条 （3） 3）

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：市場志向型農業振興（SHEP）アプローチを活用したプロジェクトの業務経験

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 2) 作業計画

##### 3) 要員計画

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／SHEP アプローチ
- モニタリング・データ分析

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

合計約 53 人月（現地 51 人月、国内 2 人月を想定）

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／SHEP アプローチ）】

- ① 類似業務経験の分野：SHEP アプローチを活用した案件の従事経験、園芸生産／普及
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域（フランス語圏での SHEP アプローチに係る事業の運営経験があれば望ましい）
- ③ 語学能力：英語（フランス語ができれば望ましい。フランス語についても語学証明書を有する場合は履歴書に添付すること。）

【業務従事者：モニタリング・データ分析】

- ① 類似業務経験の分野：農村開発分野における定量調査
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語（フランス語ができれば望ましい。フランス語についても語学証明書を有する場合は履歴書に添付すること。）

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。  
(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 第1期：2023年6月 ～ 2025年2月（21か月）
- 第2期：2025年3月 ～ 2027年2月（24か月）
- 第3期：2027年3月 ～ 2028年8月（18か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 105.00 人月（現地：99.00人月、国内：6.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/SHEP（1号）
- ② モニタリング・データ分析（3号）
- ③ 研修（普及員担当）
- ④ 研修（教育機関担当）

3) 渡航回数を目途 全 25 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ・ SHEPアプローチの効果検証調査にかかる業務

(4) 配付資料

- 詳細計画策定調査報告書
- 署名済み RD（PDM、PO 含む）
- 事業事前評価表

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	C/Pの配置	有 <del>無</del>
2	通訳の配置（英語⇄フランス語）	有（*名） <del>無</del>
3	執務スペース	有 <del>無</del>
4	家具（机・椅子・棚等）	有 <del>無</del>
5	事務機器（コピー機等）	有 <del>無</del>
6	Wi-Fi	有 <del>無</del>

## （6）安全管理

1) マダガスカルへの渡航に際しては、JICA国別安全対策情報を確認の上、措置を遵守すること。全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全ブリーフィングの受講、緊急連絡先情報の提供を徹底すること。また、3ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出すること。なお、派遣期間が90日を超える場合、公用旅券・公用査証が必要となるため、手続きにかかる時間を考慮し渡航を計画すること。

JICA 安全対策情報は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定される。渡航にあたっては常に最新の安全対策措置

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を入手すること。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) と併せて活用すること。

### 2) 現地業務期間中の安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAマダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のためのマダガスカル側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるように留意する。

## 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別紙3「プレゼンテーション実施要領」により業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、実施要領を参照してください。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

### 【上限額】

447,184,000円（税抜）

なお、定額計上分 10,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) **上限額を超える別提案に関する経費**

7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	SHEP プロポーザルの効果検証調査にかかる業務	「第2章第7条業務の内容(7)」	10,000,000円	効果検証調査一式	再委託費

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

日本⇄アジアスアベバ⇄アンタナナリボ(第1経路)

日本⇄香港、シンガポール⇄ヨハネスブルグ⇄アンタナナリボ

日本⇄パリ⇄アンタナナリボ 日本⇄バンコク⇄ナイロビ⇄アンタナナリボ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙2: プロポーザル評価配点表

別紙3: プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 34 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／SHEP アプローチ</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( 7 )	( 12 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>モニタリング・データ分析</u>	( 16 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teamsを使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上